

議案第8号

日野町職員の給与に関する条例の一部改正について

日野町職員の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年3月7日提出

日野町長 塔 田 淳 一

日野町職員の給与に関する条例の改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

人事院が行った給与勧告に基づき所要の改正を行う。

2 改正内容

期末手当の支給月数の引き下げ

- ・再任用職員以外の職員 支給月数を0.15月引下げ
(現行2.55月⇒改定2.40月)
- ・再任用職員 支給月数を0.10月引下げ
(現行1.45月⇒改定1.35月)

3 附則

- ・公布の日から施行する。
- ・令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置

令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の日野町職員の給与に関する条例第19条第2項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日(同月前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職した日)における次の各号に掲げる職員(行政職給料表の適用を受ける職員をいう。)の区分ごとに定める割合を乗じて得た額(以下「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 再任用職員以外の職員 127.5分の15
- (2) 再任用職員 72.5分の10

(参考)

		6月期	12月期
令和3年度 期末手当	職員	1.275月(支給済み)	1.275月(支給済み)
	再任用職員	0.725月(支給済み)	0.725月(支給済み)
令和4年度 期末手当	職員	1.200月	1.200月
	再任用職員	0.675月	0.675月

日野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日野町職員の給与に関する条例（昭和48年日野町条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前								
<p>(期末手当) 第19条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="730 1142 821 2074"> <tr> <td data-bbox="730 1550 778 2074">在職期間</td> <td data-bbox="730 1142 778 1550">割合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="778 1550 821 2074">略</td> <td data-bbox="778 1142 821 1550">略</td> </tr> </table> <p>3 前項の規定にかかわらず、再任用職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の67.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の前項各号に掲げる区分に応じて、前当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>4～6 略</p>	在職期間	割合	略	略	<p>(期末手当) 第19条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="730 206 821 1142"> <tr> <td data-bbox="730 618 778 1142">在職期間</td> <td data-bbox="730 206 778 618">割合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="778 618 821 1142">略</td> <td data-bbox="778 206 821 618">略</td> </tr> </table> <p>3 前項の規定にかかわらず、再任用職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の72.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の前項各号に掲げる区分に応じて、前当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>4～6 略</p>	在職期間	割合	略	略
在職期間	割合								
略	略								
在職期間	割合								
略	略								
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p>									

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1項の規定による改正後の日野町職員の給与に関する条例第19条第2項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日(同月前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職した日)における次の各号に掲げる職員(行政職給料表の適用を受ける職員をいう。以下この項において同じ。)の区分ごとに定める割合を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員以外の職員 127.5分の15

(2) 再任用職員 72.5分の10

